

令和7・8年度 競争入札参加資格審査申請要領（建物管理業務）

輪島市穴水町環境衛生施設組合が発注する建物管理業務について競争入札参加資格審査を希望される事業者の方は、本要領に従い申請してください。

資格審査を申請できる者

- (1) 資格審査の申請を行う日（以下「審査基準日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の決算において、請負高のある者
- (2) 業務に関し、それぞれ許可又は認可等を受けている者
- (3) 審査基準日において、納期限の到来した国税、県税及び関係市町税を完納している者
- (4) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、期間を定めて競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
 - ウ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者と認められる者

申請方法

- (1) 申請書類の作成・提出

輪島市穴水町環境衛生施設組合ホームページに掲載する「建物管理業務申請書」に必要事項を記載の上、必要書類と併せてフラットファイルに綴り込んで持参又は郵送等により提出してください。

フラットファイルの色は、本社所在地により【関係市町内：黄色、県内：桃色、県外：青色】としてください。

- (2) 申請書等の確認

提出された申請書等を確認し、不備・不足がある場合は、申請書類の訂正又は再提出を求める。

- (3) 審査結果の通知

審査結果は、輪島市穴水町環境衛生施設組合ホームページへの掲載をもって通知に代えさせていただきます。

提出書類に関する注意事項

- (1) 書類番号1「2 創業の時期」は、

- ア 個人経営から法人組織に変更した場合は、個人営業開始年月を記載してください。
- イ 個人又は法人が合併により従来と全く異なる営業となった場合は、その変更により発足した年月を記載してください。
- ウ 個人又は法人が営業を承継した場合は、前営業の発足した年月を記載してください。

- (2) 書類番号1「3 役員及び従業員数」は、

- ア 雇用期間を定めないで雇用されている者又は1年以上の雇用期間を定めて雇用されている者（以下「常用従業員」という。）の人数を記載し、臨時又は日々雇用契約等による従業員数は含めないでください。

- イ 県外の営業所等の従業員等で、輪島市穴水町環境衛生施設組合が発注する業務に従事することができない役員等については、「申請事業に従事する役員・常用従業員」に含めず、「その他」に含めてください。
- ウ 「申請事業に従事する役員・常用従業員」の人数は、書類番号 7 申請事業に従事する役員・従業員調の合計人数と一致させてください。
- (3) 書類番号 3 売上金額一覧表は、審査基準日の直前決算における金額を記載してください。
- (4) 書類番号 4 主な契約（取引）の概要については、「売上金額一覧表」に記載した業種区分ごとに、主要な請負契約を記載してください。
- (5) 書類番号 5 委任状は、契約等の権限を委任する場合に提出してください。
- (6) 書類番号 6 営業所一覧表は、営業所ごとの名称、郵便番号、所在地、電話番号、FAX 番号が明記されたものを提出してください。営業所等がない場合は、提出は不要です。
- (7) 書類番号 7 申請事業に従事する役員・従業員調は、申請事業に従事する役員及び従業員以外は記載しないでください。また、申請事業従事者であっても、県外勤務者等で輪島市穴水町環境衛生施設組合が発注する業務に従事することができない場合は含めないでください。
- (8) 書類番号 8 有資格者等名簿については、記載した有資格者についての法令等に基づく資格、免許等の写しを添付してください。事業所番号は、書類番号 7 申請事業に従事する役員・従業員調の番号を明記してください。
- (9) 書類番号 9 納税証明書は、市税においては輪島市様式、町税においては穴水町様式、県税と国税においてはそれぞれの発行機関において定めた様式により、申請日前 1 か月以内に発行された未納額のない証明書を提出してください。なお、地方税の徴収猶予や国税の納税猶予を受けている場合は、税を滞納していないものとみなすため、申請に当たっては、当該猶予措置を受けている旨の付記書きがある納税証明書又は「当該措置を受けていることがわかる通知書等」を提出してください。
- (10) 書類番号 10 会社・法人の登記事項証明書は全部事項証明書とし、履歴事項証明書又は現在事項証明書を提出してください。個人の場合は、代表者の身分証明書を提出してください。（いずれも申請日前 3 か月以内に発行されたもの）。いずれも写し可。
- (11) 書類番号 11 財務諸表は、直近決算のものとし、法人にあっては、貸借対照表、損益計算書又は株主（社員）資本等変動計算書とし、個人にあっては、所得税確定申告時の貸借対照表、損益計算書又は収支内訳書を提出してください。いずれも写し可。
- (12) 書類番号 12 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書は、申請日時点の役員等を全て記載してください。また、契約等の権限を委任し、委任状を提出する場合は、受任者が役員でない場合でも記載してください。
- (13) 競争入札参加資格審査申請書受領書を希望する場合は、返送用封筒（切手貼付、住所・宛名記載）を 1 部同封してください。